

消費税の軽減税率制度の導入を求める意見書

厳しい財政状況のもと、一層本格化する少子高齢社会にあつて、社会保障の費用を安定的に確保し、将来にわたって持続可能な社会保障制度を維持・強化していくために「社会保障と税の一体改革」関連８法案が昨年８月に成立した。そして、安倍総理は法律どおり明年４月１日から消費税率を５％から８％へ引き上げる決断をした。法律では、さらに平成27年10月には10％へ引き上げられる予定となっている。

消費税率の引き上げは国民の暮らし、特に中堅・低所得者層の生活に大きく影響を与えることから、８％引き上げ段階では「簡素な給付措置」が実施される。

しかし、これはあくまでも一時的な給付措置であり、抜本的かつ恒久的な対応が求められている。食料品など生活必需品に「軽減税率制度」の導入を図ることは、逆進性対策としても、国民の消費税に対する理解を得るためにも必要な制度であり、各種世論調査でも約７割が導入を望んでいる。

与党の平成25年度税制改正大綱では「消費税10％への引き上げ時に、軽減税率制度を導入することをめざす。」としていたが、本年12月12日に決定した平成26年度与党税制改正大綱では、「必要な財源を確保しつつ、国民の理解を得た上で税率10％時に導入。対象品目や具体的な安定財源など詳細な内容を検討し、2014年12月までに結論を得る」となり、引き上げ時での導入が確定していない。

よって、本市議会は、政府に対し、下記の事項について、速やかに実施することを強く求める。

記

- 1 「軽減税率制度」の導入へ向けて、早期に結論を得るようその議論を加速し、軽減税率を適用する対象、品目、中小・小規模事業者等に対する事務負担の配慮などを含めた制度設計の基本方針について、鋭意検討を進め、消費税10％への引き上げ時での実現へ向けての環境整備を図ること。

上記、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成25年12月19日

三鷹市議会議長 伊 藤 俊 明